

申告相談についてのお願い

2019年（平成31年・令和元年）中に生じた所得に係る申告について、下記のとおり申告相談会場を開設しますのでお知らせいたします。

会場は大変混雑することが予想されますので、相談者の皆様の待ち時間軽減のためにも下記内容をご確認いただき、円滑な運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。

開設期間

令和2年2月17日（月）～3月16日（月）（土日祝日を除く）

※古座分庁舎・各地区出張申告相談も、原則として上記期間内での開催となります。
（開催日は広報紙等で別途お知らせします。）

受付時間

【午前】8：45～11：30、【午後】13：00～16：00

※「相談の受付」は上記時間内とさせていただきます。
※事前予約は行っておりません。（上記時間内で受付後、順次ご案内します。）
※期間中に2回、午後の受付時間の延長（18時まで）を行います。
（延長日は広報誌等で別途お知らせします。）

医療費控除

人ごと・医療機関ごとの金額を整理した上でご来場ください。

平成29年分確定申告より、医療費の領収書添付に代わり、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。この明細書には、人ごと・医療機関ごとに金額を整理して記載する必要があり、作成に時間を要することから、必ず事前に整理した上でお越してください。

※明細書作成について、ご不明な場合は事前にお問い合わせください。

事業所得

収入金額や必要経費等について整理した上でご来場ください。

事業所得（営業、農業、不動産等）について申告される方は、事前に収入金額や必要経費等について整理したもの（収支内訳書等）をご持参ください。期間中は会場が混み合うため、あらかじめ整理されていない場合は申告相談をお受けすることができません。

青色申告

青色申告決算書を完成させた状態でご来場ください。

会場での決算書作成は時間を要し、他の相談者にご迷惑をおかけすることになりますので、会場で申告予定の方は、事前にご自身で作成し、完成させた上でお越しください。

※制度の仕組み上、決算書の作成に係る相談は承っておりません。不明点等は、直接新宮税務署（TEL：0735-22-5261）にお問い合わせください。

※青色申告の特典の一つである「純損失の繰越し」等の適用を行う方は、それぞれ必要な申告書（第四表等）も併せて作成の上、お越しください。

相談を受け付けない申告

土地・建物・株式等を売却された所得（退職所得以外の分離課税）の申告

※高速道路やロケット射場等に関する売却を含みます。事前に税務署までご相談ください。

土地・建物に関する新宮税務署事前相談 TEL：0735-22-1257

平成30年分以前の申告（過去分の期限後申告等）

※過去分の町県民税申告については事前に役場税務課までご相談ください。

そのほか、複雑な申告や時間を要する申告

上記の申告をされる方は、直接新宮税務署にお問い合わせください。

※完成させた申告書の提出は可能です。（申告書の収受は行います。）

※内容や状況等により会場での相談が困難と判断される場合は、税務署で相談を行うよう指示する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

代理申告

世帯外の方の申告相談については、委任状の用意をお願いします。

税務課窓口での証明書発行等と同様に、世帯外の方の申告相談につきましては委任状（任意様式）の提出及び本人確認書類（運転免許証等）の提示をお願いします。

【例：別世帯の両親の申告相談 等】

税務署による出張申告相談

税務署による出張申告相談が、下記の日程（申告期間前）で開催されます。

日程：令和2年2月12日（水）・2月13日（木）

場所：串本町文化センター

※時間等詳細は広報誌等で別途お知らせします。

- 上記にご協力いただけない場合は、申告相談及び収受をお断りすることがあります。
- 上記以外についても、随時職員が指示することについてご協力をお願いします。
- 会場は混雑する見込みですので、上記以外の各種証明書類等についても、事前準備等のご協力をお願いします。